

プレコンセプションケア普及啓発事業委託業務仕様書

1 業務名

プレコンセプションケア普及啓発事業委託業務

2

委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

プレコンセプションケア(※)に係る認知度向上や10代から30代(メンターゲット)の理解促進及び主体的な行動変容につなげることを目的に、思春期から成人期まで発達段階やライフステージに応じた具体的かつ適切な啓発資材を制作(ガイドブック、動画)し、徳島県ホームページやSNS広告等を通じて、プレコンセプションケアの普及啓発を図る。

(※)プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や、将来の健康を考えて健康管理を行う取り組みのこと。(こども家庭庁『はじめよう プレコンセプションケア』より)

4 業務の概要

- (1) ガイドブックの制作
- (2) (1)で制作したガイドブックの電子書籍の制作
- (3) SNS向け広告動画の制作、ならびに配信の企画・実施

5 業務の内容

- (1) ガイドブックの制作
 - ・ガイドブックは、対象者の発達段階やライフステージに応じた3種類制作することを必須とする。
 - ・対象者：①小学校高学年・中学生用、②高校生用、③大学生・社会人用
 - ・サイズ：A4判
 - ・ページ数：4～10ページ程度(1種類につき)
 - ・デザイン：フルカラー(モノクロでも見やすく)、イラスト・図解を中心とした構成とすること。
 - ・必須内容
 - ア プレコンセプションケアの基本的な考え方
 - イ 若い世代が知っておく意義(将来の健康・選択肢との関係)

ウ 男女共通の健康課題

- ・食事、運動、睡眠
- ・喫煙、飲酒
- ・ストレス、メンタルヘルス

エ 性別特有の基礎知識

オ ライフステージ別に「今できること」

カ 行政の相談窓口・支援制度の案内（差し替え可能な設計）

なお、本ガイドブックの全体的なトーンや構成の参考として、以下の自治体の事例を提示する。ただし、これはあくまでイメージの一例を示すものであり、本事例の手法やデザイン構成に限定するものではない。ターゲット層の特性を踏まえ、独自の構成案やデザイン案とすること。

（参考事例 URL）

【神奈川県】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f532164/index.html>

【和歌山県】 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/preconceptioncare.html>

【富山県】 <https://www.pref.toyama.jp/120101/kurashi/kenkou/kenkou/pureninkatsu.html>

（2）電子書籍の制作

- ・ホームページ掲載用として（1）で制作したガイドブックの電子書籍を制作すること。

（3）SNS 向け広告動画の制作（1本以上）、ならびに配信の企画・実施

ア プレコンセプションケアの啓発と既存のオンライン相談事業の周知を併せて行う広告用動画の制作

- ・1本あたり30秒～90秒程度とすること。
- ・字幕の挿入等により、音声なしでも内容が理解できる工夫を行うこと。
- ・県公式 SNS（YouTube、Instagram、X 等）で発信することを想定しているため、スマートフォンで視聴を前提とした縦型で制作すること。
- ・制作する動画の内容等については県と協議の上、決定するものとする。

イ 広告動画配信計画・実施

- ・動画を活用し、年齢、性別、興味関心等を考慮したターゲティング設定による広告配信設計を行い配信の実施。
- ・配信スケジュール、想定リーチ数、再生数等を明示し、広告入稿、配信設定、配信後の運用調整を実施すること。

- ・再生回数、視聴維持率、クリック率等の指標により効果測定を行い、効果や課題を整理すること。

6 成果品

(1) 提出書類

- ・ガイドブック冊子
(3種類合計5万部各部数の内訳は県と協議の上で決定する)
- ・ガイドブック冊子の電子書籍データ一式(3種類)
- ・広告に係る動画データ・本業務のために作成または使用した映像、画像等の全ての素材データ一式
- ・委託業務完了報告書 1部
業務完了報告後、10日以内に提出すること。
なお、うち経費等、報告内容の一部について、県から求めのあった場合、速やかに報告すること。

(2) 提出先

徳島県こども未来部子育て応援課 母子保健担当

7 その他の留意事項

- ・妊娠・出産等は個人の価値観に大きく関わる部分であり、価値観の押しつけにならないよう十分配慮すること。
- ・業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら事業を進めること。
- ・本業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- ・進捗状況に応じて打合せを行うこととし、業務進捗状況、業務遂行に当たっての懸案事項・問題点及びその対処方法等必要な事項について協議し、県の下承を受けて進めること。また、打合せにかかる受託者の旅費については、受託者の負担とすること。
- ・イラスト、写真等の素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許諾を行い、県が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真等の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託者の責任において解決すること。
- ・本業務の制作物及びその構成素材(制作過程で作られた素材等も含む。)に関する所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及びその他一切の権利は、委託者に帰属し、業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・受託者は、本業務の制作物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、

第三者から制作物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- 本業務において、広告原稿（広告画像及び動画における文字情報を含む。）を翻訳する必要があるときは、翻訳に係る費用は受託者の負担とすること。
- 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。
- 本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議し、その指示に従うこと。
- 県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- 成果品の送料及び保管料については受託者の負担とすること。
- 業務内容に変更が生じた場合は、県と受託者がその都度協議するものとし、契約条件の変更等について定めることとする。また、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めることとする。
- 上記の条件に違反した場合は、委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させるものとする。
- 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規定に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- 本業務の実施に伴い、県または第三者に損害を与えた場合は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理し、賠償すること。
- 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、県に有益な提案を積極的に行うものとする。
- 本業務が完了したときは、県の定める方法により報告書を提出すること。
- 県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。